

事前配慮指針

令和3年2月

堺市

目次

第1章 総則

第1節 趣旨 1

第2節 基本的事項 1

第2章 事前配慮に関する基本的事項及び具体的手法等

第1節 事前配慮に関する基本的事項 2

第2節 事前配慮の具体的手法等 4

第3章 事前配慮の結果の反映及び活用

第1節 事業計画の策定プロセス等における事前配慮の結果の反映 12

第2節 事業実施段階における環境影響評価手続への活用 12

別図 事業計画の策定プロセスと事前配慮の実施手順 13

策定 平成 20 年堺市告示第 23 号
改定 平成 25 年堺市告示第 85 号
改定 令和 3 年堺市告示第 46 号

第 1 章 総則

第 1 節 趣旨

この事前配慮指針（以下「指針」という。）は、堺市環境影響評価条例（平成 18 年条例第 78 号。以下「条例」という。）第 6 条第 1 項の規定に基づき、事業者が対象事業に係る計画（以下「事業計画」という。）を策定するに当たって環境の保全のために配慮すべき事項（以下「計画段階配慮事項」という。）及び当該事項に係る調査・予測・評価の手法等に関する事項等について定めるものである。

第 2 節 基本的事項

1 改定

この指針は、事業計画を検討する段階（以下「計画段階」という。）における環境影響評価に係る技術的手法の動向や事例の蓄積等に応じて、常に適切な検討を加え、必要な改定を行うものとする。

2 用語の定義

この指針で使用する用語は、この指針で定めるものの他、条例及び同施行規則で使用する用語の例による。

第2章 事前配慮に関する基本的事項及び具体的手法等

第1節 事前配慮に関する基本的事項

1 事前配慮の実施時期

事前配慮の実施時期は、より早い段階における環境配慮を可能とするため、対象事業の位置・規模又は配置・構造等の検討段階とする。

2 事前配慮の実施主体

事前配慮の実施主体は事業者とする。

ただし、対象事業が都市計画に定められるものである場合や「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」に基づき行われる公共施設等整備事業の場合など、対象事業の位置・規模又は配置・構造等の計画の検討に関与する者が複数存在する場合は、事前配慮の実効性を高める観点から、それらの計画の検討に関与する者が相互に協力し事前配慮を実施するものとする。

3 事前配慮の実施手順

事業者は、以下の手順に従って事前配慮を実施すること。

なお、事前配慮の実施手順及び事業計画の策定プロセスとの関係は、別図に示すとおりである。

(1) 事業特性の把握

複数の事業計画案の設定及び計画段階配慮事項の選定に当たって、当該設定等を行うための条件等を把握するため、対象事業の実施に至る背景や目的等の対象事業の内容（以下「事業特性」という。）を整理する。

(2) 地域特性の把握

複数の事業計画案の設定及び計画段階配慮事項の選定に当たって、対象事業を予定している地域及びその周辺の自然的社会的状況（以下「地域特性」という。）を把握し、整理する。

(3) 複数案の設定

整理した事業特性を踏まえ、社会面、経済面、環境面、技術面等の幅広い視点から検討し、採用可能なものとして、対象事業の位置・規模又は施設の配置・構造等が異なる複数の事業計画案（以下「複数案」という。）を設定する。

(4) 環境影響要因の抽出

複数案における事業特性及び地域特性を踏まえ、対象事業の実施により環境に影響を及ぼすおそれのある要因（良好な環境の創出を含む。以下「環境影響要因」という。）を抽出する。

(5) 計画段階配慮事項の選定

複数案における事業特性及び地域特性を踏まえ、抽出した環境影響要因と環境要素の関連を整理し、計画段階配慮事項を選定する。

(6) 調査、予測及び評価の実施

選定した計画段階配慮事項について、対象事業による重大な環境影響及び当該環境影響が回避され、又は低減される効果の程度を適切に判断できるように調査、予測及び評価の手法を選定し、実施する。

(7) 環境配慮の方針の設定

複数案における調査、予測及び評価の結果を踏まえ、事業者が事業計画を具体化していくに当たっての環境配慮の方針について、複数案ごとに検討する。

(8) 配慮計画書の作成

事業特性、地域特性、調査、予測及び評価の結果、環境配慮の方針等を記載した配慮計画書を作成する。

第2節 事前配慮の具体的手法等

1 事業特性の把握

事業特性については、事業計画案の具体性の程度（以下「計画の熟度」という。）に応じ、以下の項目について整理すること。

- ・対象事業の実施に至る背景、目的、位置付け、必要性等の基本的事項
- ・対象事業の種類及び規模に関する事項
- ・対象事業の実施を予定している区域の位置又は施設配置等に関する事項

2 地域特性の把握

(1) 地域特性の把握に係る調査項目

調査項目は、表1に掲げる項目のうち、地域の環境特性の把握に必要であり、かつ、対象事業における環境影響要因と関係がある項目とすること。

表1 地域特性の把握に係る調査項目

社会的状況	人口、産業、土地利用、交通、水利用、関係法令の指定・規制等、環境保全に関する計画、その他
生活環境	大気環境、水環境、土壌環境、その他
自然環境	気象、地象、水象、生物・生態系、その他
都市環境	都市景観、歴史的・文化的景観、文化財、その他

(2) 調査方法

地域特性の把握に係る調査は、原則として既存資料の収集、整理等により行うこと。既存資料については、国、大阪府、堺市等が公表した最新の資料・文献や公表されている環境影響評価書など、客観性のある資料を採用するとともに、当該既存資料の出典を明らかにすること。

なお、既存資料等による調査では地域特性の把握に必要な情報が不十分であるなど、必要な場合には専門家等へのヒアリングや現地調査を行うこと。

3 複数案の設定

(1) 複数案の検討

複数案については、通常計画策定プロセスにおいて検討している事業計画の原案の中から、事業特性及び地域特性を踏まえ、原則として対象事業の位置・規模又は施設の配置・構造等が異なる複数案を設定すること。また、当該複数案を設定するに至った経過等について明らかにすること。

ただし、事業特性及び地域特性から複数案の設定が困難な場合には、単一案を設定することとし、複数案を設定できない理由を明らかにすること。

なお、複数案は、最終的な意思決定に反映させるため、環境面での情報を比較検討するためのものであることから、複数案のいずれかがそのまま最終的な事業計画となるわけでは必ずしもないことに留意すること。

(2) 複数案の設定に当たっての留意事項

複数案の設定に当たっては、次の点に留意すること。

- ・事業特性に応じ、可能な限り「位置・規模」の複数案を設定するように努めること。
- ・複数案は、社会面、経済面、環境面、技術面等の幅広い視点で検討を行い、採用可能であり、かつ、対象事業の目的が達成されるものとする。
- ・複数案は、環境影響の程度及び環境配慮の方針について、環境の保全の観点から多様な比較検討が可能なものとする。
- ・対象事業を実施しない案は、他の施策の組合せにより事業目的が達成できる場合など、現実的である場合には複数案に含めるよう努めること。

(3) 社会面、経済面の調査、推計

設定した複数案について、社会面、経済面の情報についての調査、推計を実施し、その結果を整理することにより、設定した複数案の実現可能性、妥当性について明らかにすること。

社会面、経済面の調査、推計の項目は、表2を参考に選定するものとし、その結果については項目ごとに整理すること。

表2 社会面、経済面の調査、推計項目

社会・経済要素	内容	調査、推計項目の例
事業に係る費用等	事業に係る費用、期間等	概算事業費、事業期間、維持管理の難易、事業採算性等
事業の効果	事業実施による経済的影響	事業整備効果、経済波及効果、雇用創出効果等
社会的影響	事業実施による社会的影響	コミュニティの分断・変化、市民の移転、地域社会への貢献、交通の安全等

4 環境影響要因の抽出

(1) 環境影響要因の範囲

対象事業の実施に伴う環境影響要因の範囲は、当該対象事業に係る工事が完了した後の土地又は工作物の存在（以下「施設等の存在」という。）及び当該土地又は工作物において行われることが予定される事業活動その他の人の活動（以下「施設等の供用」という。）とすることを基本とする。

ただし、設定した複数案間で工事による環境影響が大きく異なると想定される場合など、必要と考えられる場合には、対象事業に係る工事の実施（以下「工事の実施」という。）を環境影響要因に含めること。

(2) 環境影響要因の抽出

環境影響要因は、事業特性を勘案して、対象事業の実施に伴う汚染物質等の排出、土地の形状の変更、工作物の設置その他の環境影響の態様を踏まえ、表3を参考に抽出すること。

なお、事業特性に応じて、表3に例示する環境影響要因の修正・追加を行うこと。

表3 環境影響要因の例

区分	環境影響要因の例
工事の実施	土地の改変、建設機械の稼働、建設資材等の搬出入等
施設等の存在	道路・鉄軌道・建築物等の存在、改変された土地の存在等
施設等の供用	施設の稼働、建築物等の供用、施設関連車両の走行等

5 計画段階配慮事項の選定

(1) 計画段階配慮事項の選定

計画段階配慮事項については、複数案における事業特性及び地域特性並びに抽出した環境影響要因を勘案し、表4に掲げる環境要素の中から、対象事業の実施により重大な環境影響のおそれがある項目及び設定した複数案間で環境影響が異なる可能性がある項目を選定することとし、選定する理由又は選定しない理由を明らかにすること。

表4 環境要素

生活環境	大気質、水質・底質、地下水、騒音、振動、低周波音、悪臭、地盤沈下、土壌汚染、日照阻害、電波障害、風害、光害、コミュニティの分断・変化
自然環境	気象、地象、水象、陸域生態系、海域生態系、自然景観、人と自然との触れ合い活動の場
都市環境	景観、文化財
環境負荷	地球環境、廃棄物等
安全	安全

(2) 選定結果の整理

計画段階配慮事項の選定結果については、表5を参考に整理すること。

表5 計画段階配慮事項の選定結果の整理例

環境要素	環境影響要因	工事の実施			施設等の存在			施設等の供用			選定する理由 選定しない理由
	細区分										
大気質											
水質・底質											
地下水											
騒音	騒音										
振動	振動										
低周波音	低周波音										
悪臭											
地盤沈下	地盤沈下										
土壌汚染											
日照障害	日照障害										
電波障害	電波障害										
風害	風害										
光害	光害										
コミュニティの分断・変化	コミュニティの分断・変化										
気象	風向・風速										
	気温										
地象	地形・地質、土質										
水象	河川										
	ため池										
	地下水										
	海域										
陸域生態系	陸生生物										
	水生生物										
	陸域生態系										
海域生態系	海生生物										
	海域生態系										
自然景観	自然景観										
人と自然との触れ合い活動の場	人と自然との触れ合い活動の場										
景観	都市景観										
	歴史的・文化的景観										
文化財	有形文化財等										
	埋蔵文化財										
地球環境	地球温暖化										
	オゾン層の破壊										
廃棄物等	一般廃棄物										
	産業廃棄物										
	発生土										
安全	高圧ガス										
	危険物等										
	交通										

注) 大気質、水質・底質、地下水、悪臭、土壌汚染、安全（高圧ガス、危険物等）の細項目の欄には、物質等の名称を記載すること。
環境影響要因の細項目の欄には、具体的な環境影響要因の内容を記載すること。

6 調査・予測及び評価の実施

(1) 調査・予測及び評価の手法の選定

計画段階配慮事項についての調査、予測及び評価の手法を選定するに当たっては、事業特性及び地域特性を踏まえ、計画段階配慮事項ごとに、計画段階配慮事項の特性及び対象事業の実施が及ぼすおそれのある環境影響の重大性について客観的かつ科学的に検討を行い、対象事業による重大な環境影響及び当該環境影響が回避され、又は低減される効果の程度を適切に判断できるような手法を選定すること。

また、調査、予測及び評価の手法の選定理由について明らかにすること。

(2) 調査の手法

① 調査の基本的な手法

調査は、原則として既存資料の収集整理により実施し、既存資料のみでは情報が不十分と判断される場合は、専門家等からの意見聴取や現地調査等を行うこと。

② 調査項目

調査すべき項目は、事業特性や地域特性を踏まえ、対象事業の実施による環境影響の内容及び程度について予測、評価するために必要な項目とし、表1を参考に選定すること。

③ 調査地域

調査地域は、計画段階配慮事項の特性、事業特性及び地域特性を踏まえ、複数案ごとに、環境影響を受けるおそれがある地域又は土地の形状が変更される区域及びその周辺区域その他の調査に適切な範囲であると認められる地域とすること。

④ 調査地点

調査地点を設定する場合は、調査すべき項目及び特に環境影響を受けるおそれがある対象の状況を踏まえ、調査地域を代表する地点その他の予測、評価に必要な情報を適切かつ効果的に把握することができる地点を設定すること。

⑤ 調査期間

調査期間については、調査項目について適切かつ効果的に把握することができる期間、時期又は時間帯とすること。

⑥ 留意事項

調査の実施にあたっては、以下の点に留意すること。

- ・ 既存資料については、国、大阪府、堺市等が公表した最新の資料・文献、評価書など、客観性のある資料を採用するとともに、経年変化についても把握すること。また、当該既存資料の出典を明らかにすること。

- ・対象事業の実施を予定している区域及びその周辺に樹林、農地、ため池等が有機的に連携しているような自然が豊かな地域においては、生物・生態系に関する実態を把握することが重要であることから、十分な調査を実施すること。

(3) 予測の手法

① 予測の基本的な手法

予測は、原則として可能な限り定量的に行うことし、事業計画案の熟度が低い場合や定量的な予測技術が確立していない場合等、定量的な予測が困難な場合には、類似事例の引用による予測を行うなど、定性的に行うこと。

② 予測地域

予測地域は、調査地域のうちから適切に設定すること。

③ 予測地点

予測地点を設定する場合は、計画段階配慮事項の特性に応じ保全すべき対象の状況、地形、気象又は水象の状況等を踏まえ、予測地域を代表する地点、特に環境影響の程度を受ける地点、保全すべき対象への環境影響を的確に把握することができる地点その他の予測に適切かつ効果的であると認められる地域とすること。

④ 予測時期

予測の対象とする時期は、対象事業に係る施設等の供用又は稼働が定常状態となる時期とすること。工事の実施を環境影響要因として抽出している場合は、工事による影響が最大となる時期とすること。

⑤ 留意事項

予測の実施にあたっては、以下の点に留意すること。

- ・予測の前提となる条件は、事業特性及び地域特性を踏まえ、必要な条件を設定すること。前提となる条件が確定していない場合は、複数の条件を設定するなどの手法により、幅広に予測を行うこと。
- ・予測の手法の特徴及びその適用範囲、予測の前提となる条件、予測地域、予測地点及び予測時期の設定根拠、予測で用いた原単位及び係数その他の予測に関する事項について、それぞれの内容及び妥当性を明らかにすること。
- ・配慮計画書段階での予測は、比較的簡易な方法により行うものであり、不確実性が一定程度存在する可能性があるため、予測の不確実性の程度等についても明らかにすること。

(4) 評価の手法

評価は、複数案を対象として、選定した計画段階配慮事項についての比較整理により行うこと。

単一案が設定されている場合は、「重大な環境影響が可能な限り回避・低減されているか」についての評価を行うこと。

また、国又は関係する地方公共団体が実施する環境の保全に関する施策によって、計画段階配慮事項に係る環境要素に関して基準又は目標が示されている場合は、当該基準又は目標への貢献度や達成度について明らかにすること。

7 環境配慮の方針の設定

計画段階配慮事項についての調査、予測及び評価の結果を踏まえ、複数案ごとに、環境影響の程度、環境保全を図るうえで特に配慮する事項等について整理するとともに、関連する社会面、経済面の推計結果を考慮し、複数案の比較検討を行ったうえで、それぞれの長所、短所を明確にし、重大な環境影響を回避、低減するために必要な環境配慮の方針を複数案ごとに設定すること。

8 配慮計画書の作成

配慮計画書は、事業者が個別事業の位置・規模又は施設等の配置・構造等の計画を作成する過程のなかで複数案を設定し、どのような環境への配慮のあり方があるのかを自ら比較検討し、その結果を公表して広く意見を求めることで環境面のコミュニケーションを図り、それらを計画の検討プロセスに反映させることにより、事業による重大な環境影響の回避・低減を図るためのものであり、上記1から7までにより検討した結果に基づき作成すること。

配慮計画書の記載内容及び留意事項は以下のとおりとする。

- (1) 事業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 対象事業の名称、目的及び内容
 - ・ 事業の必要性を出来る限り具体的に記載するとともに、対象事業の実施に至る背景も記載すること。
 - ・ 複数案ごとに、位置、区域、規模（面積、長さなど）、処理能力、構造等について、可能な限り具体的に記載すること。
 - ・ 設定した複数案については、計画図やイメージ図等を用いることにより視覚的に分かりやすい形で記載すること。
- (3) 対象事業を予定している区域及びその周囲の概況
 - ・ 複数案における対象事業を予定している区域を含むすべての行政区及び事業による環境影響が及ぶと考えられる行政区等について、第2節2により整理した地域特性に基づき記載すること。

- (4) 計画段階配慮事項ごとに調査・予測・評価の結果を取りまとめたもの
- ・複数案における計画段階配慮事項についての比較評価の結果については、マトリックスによる表示を行うなど、わかりやすい表現方法に努めること。
 - ・複数案ごとの社会面、経済面の推計及び比較評価の結果についても記載すること。
- (5) 環境配慮の方針
- ・当該方針を設定するに至った経緯についても記載すること。
 - ・複数案の全てに共通するものと、複数案ごとに個別に設定するものとに分けて記載すること。

なお、配慮計画書の作成に当たっては、技術指針第3章第1節に規定する環境影響評価関係図書作成に当たっての共通留意事項にも留意すること。

第3章 事前配慮の結果の反映及び活用

第1節 事業計画の策定プロセス等における事前配慮の結果の反映

1 事業計画の選定に当たっての留意事項

事業計画の選定に当たっては、社会面、経済面についての検討のほか、配慮計画書で取りまとめた内容並びに条例第10条の2第1項の規定により提出された意見書及び条例第11条第1項の規定による配慮計画審査書の内容を踏まえること。

なお、配慮計画書で設定した複数案の中のみから事業計画を選定する必要は必ずしもなく、設定した複数案のいずれかを修正、改善した事業計画を選定することは可能であることに留意すること。ただし、配慮計画書で設定した複数案のいずれとも大きく異なる事業計画を選定する場合は、配慮計画書手続を再度実施することについて検討すること。

2 環境配慮の内容の具体化

選定した事業計画を具体化していくに当たり、配慮計画書で設定した環境配慮の方針に基づき、当該事業計画で実施する具体的な環境配慮の内容について検討すること

3 事業実施段階における環境影響評価手続への反映

事業計画を策定し事業を実施する段階（以下「事業実施段階」という。）における環境影響評価手続においては、事業計画の選定に至る経緯及び具体化した環境配慮の内容を方法書又は実施計画書に記載するとともに、環境配慮の内容については、事業計画の熟度の高まりに応じて、準備書及び評価書段階において更なる具体化を図ること。その際、以下の点について留意すること。

- ・事業計画の選定に至る経緯については、環境面のみではなく社会面・経済面等の観点も含めた検討の経緯について記載すること。
- ・方法書又は実施計画書段階において具体的な環境配慮の内容を定めることができない場合は、可能な限り準備書段階において具体的な内容を明らかにするよう努めること。
- ・事業実施段階において、配慮計画書で設定した環境配慮の方針を変更する場合は、その理由を明らかにすること。

第2節 事業実施段階における環境影響評価手続への活用

事業実施段階における環境影響評価では、事前配慮段階よりも詳細、精緻な調査、予測及び評価が行われることとなるが、その際には、事前配慮段階で行った調査、予測及び評価の結果を積極的に活用することが望ましい。

別図 事業計画の策定プロセスと事前配慮の実施手順

